

令和3年

回覧

飲酒運転根絶強化月間

実施要綱

1 目的

飲酒の機会が増える年末の時期に、県民が一体となって、飲酒運転の悪質性・危険性・重大性を強く訴え、飲酒運転を根絶する。

2 期間

令和3年12月1日（水）～ 令和3年12月31日（金）

3 運動の重点

- ◎飲酒運転を許さない環境づくりの推進
- ◎飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化
- ◎広報啓発活動の強化



4 運動の実施方法

推進機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの特性に応じ、積極的に安全教育や道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、ラジオ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

県内の飲酒運転による交通事故（令和2年）

- 人身事故 27件 ●物損事故 112件
- ◎死者数 3人 ◎負傷者数 38人



令和2年度

交通安全ポスターコンクール入賞作品

宮崎県交通安全対策推進本部

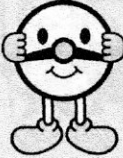
飲酒運転は重大な犯罪！ 絶対にしない・させない・許さない！

運転者は・同乗者は・・・

- 飲酒運転は犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや飲酒者に車両を貸すこと、運転者への酒類提供も犯罪です。

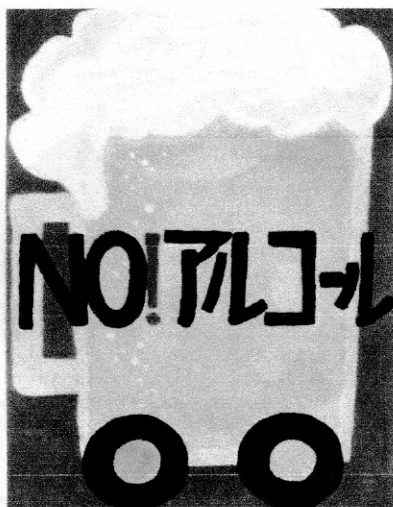
家庭・地域・学校・職場では・・・

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを促進しましょう。
- 職場でのアルコール検知や厳正な点呼を徹底し、飲酒運転を出させないようにしましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を推進しましょう。



ハンドルキーパー

ハンドルキーパーとは？
自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。



令和2年度

交通安全ポスターコンクール入賞作品

飲酒運転には厳しい処分が！

酒酔い運転	酒気帯び運転	
		
無条件で……	呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上	呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満
35点 欠格期間3年 免許取消し	25点 欠格期間2年 免許取消し	13点 免許停止 90日
欠格期間の上限は10年!		
	酒酔い運転をした場合	3年
	死亡事故を起こした場合	7年
	ひき逃げをした場合	10年

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合

※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

運転者にも運転者以外にも厳しい罰が！

運転者	車両の提供者	酒類の提供者・車両の同乗者
		
酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

交通事故でお悩みの方はお気軽にご相談ください！

宮崎県交通事故相談所 TEL : 0985-26-7039 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～15:30（受付15:00まで）